

須賀川市介護予防ボランティア制度について(受入機関向け)

1 目的

高齢者の自主的な介護予防活動及び地域福祉活動等(以下「介ボラ活動」)を促進し、介ボラ活動を通じた地域貢献や社会参加の機会を増やすことで、自身の介護予防につなげることを目的としています。

2 対象

- ・ 対 象 者 … 市内に住所を有する 65 歳以上の方
- ・ 対象となる活動 … 下記の例のような介ボラ活動
レク活動や配膳の補助、高齢者の話し相手、掃除、植栽の手入れなど

3 全体像(本制度の仕組み)

本制度に係る団体及び関係は右図のとおりです。

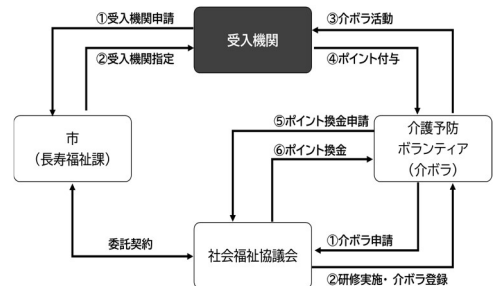
※主な役割

市(長寿福祉課) … 制度の統括・受入機関指定

社会福祉協議会 … ボランティアの登録・ポイント換金

受 入 機 関 … 介ボラ活動の受入・ポイント付与

介護予防ボランティア … 介ボラ活動の実施・
活動を通じた自身の介護予防



4 受入機関としての制度の流れ

(1) 受入機関指定

介ボラ活動の受け入れにあたっては、活動指定申請書(第2号様式)を市へ提出いただき、指定を受けることが必要となります(申請書については市公式 HP「須賀川市介護予防ボランティア制度」へ掲載しております)。市からの指定決定後、管理機関である社会福祉協議会よりポイント付与用スタンプと活動実施記録簿(第5号様式)が渡されます。

(2) 活動受入

介ボラ活動の受入にあたっては、ボランティア本人または社会福祉協議会や地域包括支援センター、ケアマネジャーなどの外部機関から連絡がありますので、本人の状態や希望を踏まえ対応願います(要支援、要介護の認定を受けていても、身体状況に合わせた活動が可能です。重度化防止、自立支援の観点から、受入機関として対応可能な範囲で受入ください)。

(3) 活動実施

介ボラ活動実施後、ボランティアが持参するボランティア手帳に1時間につき1スタンプ(ポイント)を押印ください(1日2スタンプが上限)。

参考：1スタンプ(ポイント)=100円で換金可

(4) 活動報告

活動実施記録簿により、毎年9月末日までと3月末日までの受入実績を市(長寿福祉課介護予防推進係)へ報告ください(提出方法は問いません)。

5 お問い合わせ先

- ・ 制度全体、受入機関指定、活動報告について…………… 長 寿 福 祉 課(TEL 94-2162)
- ・ ボランティアの受入、ポイントの付与、内容の相談… 社会福祉協議会(TEL 88-8211)